

◇ ゴルフ会員権の譲渡損規制

Q : ゴルフ会員権の譲渡損が他の所得と通算できなくなるってかねてから噂されていますが、今年度はどうなりますか？

A : 今年度も改正はされないようです。

【解説】

ゴルフ会員権は、所得税において、「通常生活に必要なではない財産」に挙げられていないことから、他の所得と総合課税することが認められています。

したがって、ゴルフ会員権を譲渡した場合の損失についても、その損失については給与所得や事業所得などの他の所得と損益通算することができるのです。

ただ、こうした譲渡損を他の所得と損益通算して節税する手法が多くなってきていることから、土地の譲渡損の損益通算規制の次はゴルフ会員権が規制されるのではと噂されているのですが、今年度の税制改正大綱には盛り込まれませんでしたので、少なくとも今年度中の譲渡損失については他の所得と通算することが認められます。

なお、株式形態のゴルフ会員権については、株式であることから分離課税になるのではと思われるかも知れませんが、株式については「ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利に類するもの・・・除く」と規定されていますので、預託金制のゴルフ会員権と同じように他の所得と総合課税(損益通算)することができることになっています。

